

埼玉県公安委員会規程第3号

埼玉県公安委員会個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第75条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の手續並びに個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下「条例」という。）第5条の規定による個人情報ファイルの保有等に関する事前通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第2条 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、埼玉県警察本部総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、あらかじめ、条例第5条第1項各号に掲げる事項を記載した、個人情報ファイル事前通知書（別記様式第1号）を作成し、埼玉県警察本部総務部文書課長（以下「文書課長」という。）に送付するものとする。ただし、条例第5条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、送付を要しない。

2 前項の規定により送付した個人情報ファイル事前通知書の内容を公安委員会が変更しようとするときは、総務課長は個人情報ファイル変更通知書（別記様式第2号）を作成し、文書課長に送付するものとする。

3 前2項の規定により送付を受けた文書課長は、条例第5条第1項の規定により、埼玉県総務部文書課長を経て知事に通知するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成)

第3条 公安委員会が個人情報ファイル（法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。）を保有するに至ったときは、総務課長は、直ちに、法第75条第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項

に規定する事項のほか、埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年埼玉県公安委員会規則第4号）第2条第1項第3号に掲げる事項を記載した、個人情報ファイル簿（別記様式第3号）を作成するものとする。この場合において、当該個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認められるときは、法第110条各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 2 前項の場合において、総務課長は、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿の一部を記載しないことができる。
- 3 総務課長は、公安委員会が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の記載事項に変更があったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を修正するものとする。
- 4 総務課長は、個人情報ファイルに記録される保有個人情報を用いて行政機関等匿名加工情報を作成し、法第117条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しなければならないときは、直ちに、個人情報ファイル簿を修正するものとする。
- 5 第1項、第3項及び第4項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、又は修正したときは、総務課長は個人情報ファイル簿を文書課長に送付するものとする。

（個人情報ファイル簿の公表）

第4条 前条の規定により個人情報ファイル簿を作成し、又は修正した総務課長は、次に掲げる方法により、速やかに当該個人情報ファイル簿の公表の手続をとるものとする。

- (1) 埼玉県警察本部総務部文書課に設置したけいさつ情報公開センターにおける閲覧
- (2) 公安委員会ホームページへの掲載

（個人情報ファイルの廃止）

第5条 総務課長は、第3条の規定により作成し、若しくは修正した個人情報ファイルを廃止したとき又はその個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人に満たなくなつたときは、遅滞なく、個人情報ファイル廃止等通知書（別記様式第4号）を作成し、文書課長に送付するとともに、前条の規定により公表した個人情報ファイルについては、当該個人情報ファイルの記載を消除するものとする。

- 2 前項の規定により送付を受けた文書課長は、その旨を埼玉県総務部文書課長に通知するものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。